

I. 顧客対応

新設

(1)お客さまニーズに合致した提案の実施に向けた募集に関する態勢整備

②情報提供義務（重要事項説明）

| No. | 4 | 基本項目／応用項目 | 基本項目 |
|-----|---|-----------|---|
| 設問 | | | <p>【保険代理店等においてリスク性の金融商品・サービス＊を総合提案する場合】</p> <p>以下の事項について、代理店において明文化され従業員がいつでも閲覧可能な状態になっている、かつ、お客さまのニーズ、知識・経験・財産の状況、契約締結時の目的、その他のお客さまの状況（年齢、障がいの有無等）を踏まえたうえで適切に実施される態勢を整備している</p> <p>＊リスク性の金融商品・サービスには投資信託等の他、特定保険契約も含む</p> <p>＊リスク性の金融商品・サービスを総合提案しない場合は「対象外」を選択</p> <p>□金融関係の他業と関連する重要事項説明・情報提供（例えば、「重要情報シート」による対応など）、同意取得（例えば、非公開金融情報・非公開保険情報の保護措置その他の銀行等保険窓販における弊害防止措置など）、消費生活者保護と顧客本位の業務運営の観点で遵守・実践が求められるその他の事項</p> |

| | |
|-------|--|
| 証跡資料例 | <p>①～③および④の提出が必要</p> <p>① コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル</p> <p>② 閲覧可能な状態がわかるもの（イントラネットの画面コピー等）</p> <p>③ お客さまへの提示・説明用の書面等（システム画面のコピーでも可）</p> <p>④ お客さま対応記録（記録が記載されている資料を5件程度）</p> |
| 達成条件 | <p>✓ 金融商品・サービスを総合提案＊する際には、関係法令等に基づき当該商品・サービスの内容に応じたお客さま対応が明文化されていること。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 規程・マニュアル等が従業員にいつでも閲覧可能な状態となっていることが、イントラネットの画面コピー等で確認できること（以下例示）。</p> <p>・ファイルサーバーやイントラネットの掲示板に掲載している。</p> <p>且つ</p> <p>✓ お客さま対応の際に使用する書面等を整備の上、対応記録が保管されていること（以下例示）。</p> <p>・お客さま対応記録に対応日時・面談の目的に加え、説明・提案時に示した資料名や、お客さまとの双方向的なやり取りが記録・保管されている。</p> <p>＊総合提案とは、お客さまの意向を満たす仕組みが例えば投資信託と債券、ならびに保険商品とを組み合わせることで実現し得る場合に、これらの複数の商品を提案するケースを指します。</p> |

| | |
|----------|--|
| | ※本設問は 2026 年度新設設問であることから、実施状況を検証・確認する態勢を構築していることについては、2027 年度以降の達成条件に追加して確認する予定。 |
| 未達成 例 | ✓ コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル等での規定が具体性に乏しく（例：関連法令等に基づき必要な対応を行うこと）、実務に沿った内容となっていない。 |

I. 顧客対応

新設

(1)お客さまニーズに合致した提案の実施に向けた募集に関する態勢整備

④募集時の禁止行為・著しく不適当な行為

| No. | 14-1 | 基本項目／応用項目 | 応用項目 |
|-----|---|-----------|------|
| 設問 | <p>禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）に関し、同様・類似の事案・事象を未然防止・再発防止する態勢を整備している</p> <p>□初動段階（禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象の疑いや端緒を把握した段階を含む）から、営業部門からの独立性を確保した管理部署・管理担当者が情報を集約のうえ記録等を保存*し、速やかに経営陣が出席する会議（コンプライアンス委員会、経営会議等）へ概要を報告し、かつ、適時適切に進捗等を報告し、議事録等を保管している</p> <p>* 当事者・関係者・管理者の特定を急ぎ、当該当事者・関係者・管理者からの供述の聴き取り等により事実確認を行う。</p> <p>※No.14-1～No.14-3 において全て「1.はい」であれば達成</p> | | |

| | |
|-------|---|
| 証跡資料例 | <p>①～③および④の提出が必要</p> <p>① コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル等</p> <p>② 組織図、職務分掌規程等</p> <p>③ 対応記録（システム管理の場合はその画面コピー等）*</p> <p>④ 経営陣への報告資料*（事案把握に係る概要の報告資料および再発防止・未然防止に向けた取組に係る進捗の報告資料）</p> <p>* 上記証跡資料④において、上記証跡資料③の事案に関する「事案把握に係る概要の報告」および「再発防止・未然防止に向けた取組に係る進捗の報告」のいずれもの記載があること（複数の資料に跨る場合も可）。</p> |
| 達成条件 | <p>※本設問は、保険募集行為および当該行為に付随・関連する事案・事象等が対象です。</p> <p>✓ 該当の事案・事象の疑いや端緒を把握した際、営業部門からの独立性を確保した管理部署・管理担当者が行うべき対応事項*が明文化されていること。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 対応ルールに基づき対応が実施されていることを確認できること（以下例示）。</p> <p>・コンプライアンス部門が対応した事柄について、該当のお客さまとの対応履歴全般を入力するシステムに漏らさず記録・保管している。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 営業部門からの独立性を確保した管理部署・管理担当者が、速やかに経営陣が出席する会議（コンプライアンス委員会等）へ概要を報告し、且つ、適宜進捗等を報告していること（以下例示）。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>・コンプライアンス部長が、新たに発生した禁止行為・不適切行為、その他の事案・事象および対応中の事案・事象に係る進捗状況について、毎月開催のコンプライアンス委員会で資料に基づき報告している。</p> <p>* 対応事項にあつては、以下に留意した規定・態勢整備が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社（代理店）が指示する調査に全面協力する旨、不実報告を行わない旨の誓約書等を取付ける。 ・ 電話・メール等通信解析に必要なデータ・機器を確保して保全する。 ・ 当事者・関係者により保存・保管されている文書等の削除・改修を禁止した上で押収する。 ・ その他の証拠類の保全や証拠資料等を確保し、事案の偽造・捏造や隠蔽・矮小化、アリバイ工作等の防止を図る。 |
| 未達成例 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対応ルールが規定されているものの、営業部門からの独立性を確保した管理部署・管理担当者の関与の要否までは確認できない。 ✓ 対応事項が規定されているものの、具体性を欠く内容である。 ✓ コンプライアンス委員会等において該当事案の概要は報告されているものの、その後の進捗報告までは行われていない。 |

I. 顧客対応

新設

(1)お客さまニーズに合致した提案の実施に向けた募集に関する態勢整備

④募集時の禁止行為・著しく不適当な行為

| No. | 14-2 | 基本項目／応用項目 | 応用項目 |
|-----|---|-----------|------|
| 設問 | 禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）に関し、同様・類似の事案・事象を未然防止・再発防止する次の態勢を整備している <input type="checkbox"/> 真の原因究明（動機を含む分析）と被害・損害等のほか非違行為の影響範囲の把握を適切に行っている ※No.14-1～No.14-3 において全て「1.はい」であれば達成 | | |

| | |
|-----------|---|
| 証跡資料 例 | ①および②の提出が必要 ① コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル ② 対応記録（システム画面のコピーでも可） |
| 達成 条件 | ※本設問は、保険募集行為および当該行為に付随・関連する事案・事象等が対象です。 ✓ 真の原因究明等に係る取組み*2が明文化されていること。 且つ ✓ 真の原因究明等に係る取組み*2が記録等から確認できること（以下例示）。 ・調査等を通じ、当該非違行為*1に至る真の原因について「機会」「動機」「正当化」の観点から明確にしている。 ・これまでに同等の事案・事案が発生している場合でも、発生原因や再発防止策を丁寧に確認・検討し、その過程が具体的に記録されている。 且つ ✓ 被害・損害等のほか非違行為*1の影響範囲の把握が行われていることが記録等から確認できること（以下例示）。 ・コンプライアンス部門が被害・損害等のほか、非違行為*1の影響範囲についても社内規程や社会通念に照らして検証・確認した記録がある。 *1 本設問における非違行為とは、法令等の他、社会通念上不相当とされる言動等を含む事案を指しています。 *2 必要な具体的取組みは以下の通り ・被害等のおそれがある対象顧客等の範囲・概要を把握する ・顧客が被った迷惑その他の被害を定性的・定量的に分析・把握する ・顧客からの「声（申し出等）」に拾い漏れがないか、苦情、その他の申し出等の状況を分析・把握する ・マスコミ報道、Web ニュース媒体、SNS 等の検索、風評等の有無を分析・把握する |

未達成
例

- ✓ 事案・事象の発生原因や再発防止策が他の事象・事案と同等である場合、真の原因究明等に
係る取組みは行われていないと判定する場合がある。
- ✓ 規定されている事項に具体性が見られない。
- ✓ 該当事案について原因の究明や分析は行われているものの、被害・損害等の把握や非違行為の
影響範囲の確認までは行われていない。

I. 顧客対応

新設

(1)お客さまニーズに合致した提案の実施に向けた募集に関する態勢整備

④募集時の禁止行為・著しく不適当な行為

| No. | 14-3 | 基本項目／応用項目 | 応用項目 |
|-----|--|-----------|------|
| 設問 | 禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）に関し、同様・類似の事案・事象を未然防止・再発防止する次の態勢を整備している <input type="checkbox"/> 当事者（≡事故等の被疑者）における余事象調査及びその他の従業者における伏在調査を実施している、 ※No.29-1～No.29-3 において全て「1.はい」であれば達成 | | |

| | |
|-----------|--|
| 証跡資料 例 | ①および②の提出が必要 ① コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル ② 対応記録（システム画面のコピーでも可） |
| 達成 条件 | ※本設問は、保険募集行為および当該行為に付随・関連する事案・事象等が対象です。 ✓ 余事象調査＊1 および伏在調査＊2 が実施されていることが記録等から確認できること。 且つ ✓ 余事象調査＊1 および伏在調査＊2 が規程等に基づき適切に行われていることを確認できること（以下例示）。 ・規程等に定めた手順及び基準に基づき、当該保険募集人の募集活動や既契約に係る分析、必要に応じて一定範囲のお客さまに対するレター発送等の余事象調査＊1 を実施しており、その一連の調査内容を記録している。 ・規程等に定めた手順及び基準に基づき、当該拠点の所属保険募集人の募集活動や既契約に係る分析、必要に応じて一定範囲のお客さまに対するレター発送等の伏在調査＊2 を実施しており、その一連の調査内容を記録している。 ＊1 余事象調査とは、当該当事者は確認された事案・事象の他に不適切な事象・事案を発生させていないかを調査すること ＊2 伏在調査とは、その他の従業者を対象に、代理店の全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所において同様・類似の事案・事象が発生していないかを調査すること |
| 未達成 例 | ✓ 余事象調査は行われているものの、伏在調査までは行われていない。 ✓ 余事象調査や伏在調査において対応すべき事柄までは規定されていない。 |

IV. ガバナンス

(8)コーポレートガバナンスに関する態勢整備・業務運営

⑱適切な業務（会社）運営

新設

| No. | 116 | 基本項目／応用項目 | 基本項目 |
|-----|--|-----------|------|
| 設問 | 直近の年次決算において3期連続の債務超過*となっていない（会計監査人設置会社の場合、個別注記表の「継続企業の前提に関する注記」の該当事象が生じていない） * 事業年度が連続する年次決算において、負債が資産を上回る（負債＞資産）状態 | | |

| | |
|-----------|--|
| 証跡資料 例 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸借対照表（直近の年次決算3期分） ✓ （会計監査人設置会社の場合のみ）個別注記表（直近の年次決算3期分） |
| 達成 条件 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直近の年次決算3期分*の貸借対照表より3期連続して債務超過となっていないこと なお、会計監査人設置会社の場合は個別注記表の「継続企業の前提に関する注記」の該当事象に債務超過であることの記載がないこと。 * 設立より3事業年度が経過していない代理店の場合、経過した事業年度分の貸借対照表等を提出のうえ、3事業年度が経過するまでの間、更新調査時に申告および必要な証跡資料を提出すること。 なお、更新調査時に直近の事業年度における財務状況が債務超過となっている場合は、本設問について「未達成」と判定する場合がある。 ※ 2期連続債務超過の場合には、審査会開催日の前日までに3期目となる直近の事業年度の債務超過解消の事実を確認できた場合に本設問は「達成」とする |
| 未達成 例 | |

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業員の管理

新設

| No. | 125 | 基本項目／応用項目 | 基本項目 |
|-----|--|-----------|------|
| 設問 | 委託元保険会社または外部の法人・団体等（独立した第三者に限る）が実施する代理店監査に対し、随時適切に対応できる態勢を整備している ※保険代理店の全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所において、無予告かつ訪問・対面による実査（立入監査）等に対し、適切に対応できる態勢 | | |

| | |
|-------|--|
| 証跡資料例 | ①および②の提出が必要 ① コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル、社内通知文書 ② 確認記録（記録のある自己点検表、報告書等） |
| 達成条件 | ※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。 ✓ 委託元保険会社等が実施する代理店監査に対し随時対応できる態勢を整備することを周知*していること（以下例示）。 ・コンプライアンスマニュアルに各支店が整備すべき態勢を個別・具体的に明文化のうえ、半期に1回イントラにて周知している。 ・定期的に開催している拠点長会議において周知している。 且つ ✓ 全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所において、随時対応できる態勢となっていること（以下例示）。 ・四半期毎に実施する営業拠点の自己点検において、態勢整備状況を確認している。 *半期に1回程度、周知されることが望ましい。 |
| 未達成例 | ✓ 委託元保険会社等が実施する代理店監査に対し随時対応できる態勢を整備することについて全ての部署等に周知していることが確認できない。 ✓ 委託元保険会社等が実施する代理店監査に対し随時対応できる態勢を整備することの周知は行われているものの、状況の確認までは実施していない。 |

IV. ガバナンス

(10)不適切事案（含む懸念事項）への対応

㊸不適切事案への対応態勢の整備

新設

| No. | 166 | 基本項目／応用項目 | 基本項目 |
|-----|---|-----------|------|
| 設問 | 金融分野に関わる不適切な事案・事象（疑義を含み、保険業法上の非違行為に限らない。）については、顧客の保険契約その他の取引に関連する委託元各社へ適時・適切に情報を連携している（代理店にて独断せず、委託元保険会社等にも相談・報告・連絡等を行っている） | | |

| | |
|-----------|--|
| 証跡資料 例 | <p>①～③および④の提出が必要</p> <p>① 社内規程、コンプライアンスマニュアル</p> <p>② 対応記録（一連の対応が記録されている電子メールや委託元保険会社宛送付資料）</p> <p>③ 不祥事件・事故等の分類に係る見直しの記録＊</p> <p>④ （該当の事案・事象がある場合）保険会社や個人情報保護委員会に確認したことが判る資料および当局の受領日が記録されている管理簿等</p> <p>＊見直しを実施しない旨がコンプライアンス委員会等で決議された場合は、当該決議内容が記録されている議事録で可</p> |
| 達成 条件 | <p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ 金融分野＊1に関わる不適切な事案・事象＊2について、お客さまの保険契約その他の取引に関連する委託元各社＊3へ適時・適切に情報を連携＊4していること。</p> <p>＊1 保険商品以外の金融商品仲介、住宅ローン仲介等、代理店が扱う金融商品分野全般が対象。</p> <p>＊2 疑義を含み、保険業法等上の非違行為に限定しない。</p> <p>＊3 該当のお客さまが保有する金融商品に応じた委託元会社の意。</p> <p>＊4 代理店にて独断することなく、委託元会社等にも相談・報告・連絡等を行っている。なお、保険業以外の場合や保険契約が不定の場合には、委託元会社すべて（または先んじて当局等）に相談し、指示を仰いでいる。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 委託元会社の指示・判断および代理店の社内規則等に基づく「不祥事件・事故」「その他の事故」「事務ミス」などの分類、危機・リスク管理面の緊急対応要否の基準について、適宜見直していること（以下例示）。</p> <p>・定期的に行われるコンプライアンス委員会において、毎回、見直しの要否を起案し対応を決している。</p> <p>且つ</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>✓ 金融分野に関わる不適切な事案・事象が確認された場合、次の①～④までの対応を行う態勢が整備されていること。</p> <p>① （認定代理店の場合）代理店業務品質評価運営の事務局への「不適切な事象・事案の発生」の報告を実施する生命保険協会業務教育部代理店業務品質調査G宛に書面・メールにて報告（2026年4月以降に当局宛届出を行った事案に限る）。</p> <p>② 保険会社による「当局宛不祥事件届出」の要否の判断の結果を確認する。</p> <p>③ 個人情報保護等管理に関する事案は「当局報告（個別・まとめ）」の結果を確認する。</p> <p>④ 「当局宛不祥事件届出(報告)『要』」の場合、非違行為の該当法令・条項を確認のうえ当局の受理日を記録する。</p> |
| 未達成例 | <p>✓ 金融分野に関わる不適切な事案・事象が確認されたにも関わらず、事後対応を常に自社で判断している。</p> <p>✓ 代理店設立以降、金融分野に関わる不適切な事案・事象（疑義を含み、保険業法上の非違行為に限らない。）が発生していないことを理由に判定基準の見直しを行っていない（判定基準の見直しは、自代理店における該当事案の有無の他、監督指針改正や他代理店等を対象とした行政処分の発出内容等も考慮すべきとの観点）。</p> <p>✓ 「不適切な事象・事案の発生」について、代理店業務品質調査事務局への報告が漏れている事案が確認された。</p> |

IV. ガバナンス

(11) 従業員管理

⑩ 従業員管理・従業員満足度向上に向けた取組み

新設

| No. | 174-1 | 基本項目／応用項目 | 基本項目 |
|-----|---|-----------|------|
| 設問 | <p>再委託の禁止を遵守し、いわゆる委託型保険募集人の潜脱（業務・事務の委託等別名目による迂回払い等）を行わないことを徹底している</p> <p><input type="checkbox"/> 保険募集人の指揮監督・命令が適切に機能している</p> | | |

| | |
|-----------|--|
| 証跡資料 例 | <p>①～④および⑤の提出が必要</p> <p>① 就業規則、給与規程等</p> <p>② 保険募集人との雇用契約書（直近5年以内の採用者5名分以上）</p> <p>③ 保険募集人の勤務記録（複数名且つ半年間程度の記録）</p> <p>※達成条件に記載の「定期的な教育・研修の実施」については、他設問において提出される証跡資料を流用のうえ判定します。なお、評価申告シート内の本設問に係る証跡資料欄への該当証跡資料名の記載は不要です。</p> |
| 達成 条件 | <p>✓ 保険募集人の指揮監督・命令がきちんと機能していることを以下①、②の観点から確認できること</p> <p>① 保険募集人を他の代理店等に形式的に「出向」「派遣」「雇用」させている実態がない（他の代理店から形式的に「出向」「派遣」「雇用」で保険募集人を受け入れている実態がない）。</p> <p>② 全ての保険募集人の勤怠管理、定期的な教育・研修を実施している。</p> <p>【参考】</p> <p>（注）保険業法第275条第3項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する</p> <p>・代理店（出向元等）から代理店（出向先等）へ使用人を形式的に「出向」「派遣」「雇用」*させたうえで、出向元等が当該使用人の出向先等での保険募集に関与し、実質的には当該保険募集への関与の対価として、出向先等から業務委託費等の名目で手数料を収受している場合等は、保険業法第275条第3項に抵触するおそれがある。</p> <p>*使用人の契約形態が「出向」「派遣」「雇用」であっても、出向先等にて教育・管理・指導を受けていない、常態的に出向元等に勤務している等、形式的な場合には監督指針Ⅱ-4-2-1（3）エ.に規定する使用人の要件を充足していないと判断されるおそれがあることに留意する。</p> <p>・なお、形式的な「出向」「派遣」「雇用」によって出向元等が利益を得ている場合、職業安定法第44条に規定されている労働者供給事業や、労働者派遣法第2条に規定されている労働者派遣事業に該当するおそれがあることに留意する。</p> |

未達成
例

- ✓ 再委託の禁止を遵守し、いわゆる委託型保険募集人の潜脱を行っていないとの回答であったところ、後にあった通報等により、本設問に係る回答内容に虚偽が確認された。
- ✓ 再委託の禁止を遵守し、いわゆる委託型保険募集人の潜脱を行っていないとの回答であったところ、後日の経済紙誌での報道を踏まえ実態を確認したところ本設問に係る回答内容に虚偽が確認された。
- ✓ オンサイト調査の募保険集人ヒアリングにおいて、本設問に係る回答内容に重大な虚偽が確認された。

IV. ガバナンス

(11) 従業員管理

新設

⑩従業員管理・従業員満足度向上に向けた取組み

| No. | 174-2 | 基本項目／応用項目 | 基本項目 |
|-----|--|-----------|------|
| 設問 | <p>再委託の禁止を遵守し、いわゆる委託型保険募集人の潜脱（業務・事務の委託等別名目による迂回払い等）を行わないことを徹底している</p> <p><input type="checkbox"/> 保険募集人を適切に管理している（代理店がすべき費用負担＊を実質的に保険募集人に転嫁・負担させていない）</p> <p>＊事業主負担の社会保険料や、代理店における業務目的・用途の事務・システム等の諸費用・設備費、光熱水費・店舗費等について、原則代理店が全額負担し、報酬からの控除や別途精算等により被用者等に負担させていないこと</p> | | |

| | |
|-----------|--|
| 証跡資料 例 | <p>①～③および④の提出が必要</p> <p>① 就業規則、給与規程等</p> <p>② 保険募集人との雇用契約書（直近5年以内の採用者5名分以上）</p> <p>③ 複数月分の賃金台帳 ＊1・＊2（基本給、その他手当（歩合給等）、控除項目ごとの明細（社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料）、その他控除項目）の金額が記載されているもの）</p> <p>④ 決算報告書の附属明細書のうち「販売費及び一般管理費の明細」 ＊3</p> <p>＊1 該当の賃金台帳は原則全従業員分の提出が必要です。なお、従業員が多数の場合は複数拠点の賃金台帳の提出で代替可。</p> <p>＊2 賃金台帳の控除項目のうち、その費目（目的）が記載されていない場合は、詳細説明欄にて申告のこと。</p> <p>＊3 設問 No.130 の証跡資料に含まれている場合には、証跡資料欄に No.130 と同様の証跡資料名を記載すること。</p> |
| 達成 条件 | <p>※本設問は、代理店が負担すべき費用を保険募集人に転嫁・負担させることにより、代理店が保険募集人を適切に管理していない場合、再委託の潜脱に該当する場合があるとの観点から設置するものです。</p> <p>✓ 保険募集人（被用者）が雇用主（代理店）負担の社会保険料や、代理店における業務目的・用途の事務・システム等の諸費用等を負担していないことが確認できること（以下例示）。</p> <p>・賃金台帳等において、法定費用のみ控除されていることが確認できる。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 保険募集人（被用者）との雇用契約書等において、雇用主（代理店）負担の社会保険料や、代理店における業務目的・用途の事務・システム等の諸費用等について、保険募集人が負担すべきことの約定がないこと。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>目づ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険会社から代理店が受領した販売手数料 * 1 の一部または全部を、役員または従業員と関連がある別法人等に業務・事務等の委託その他支払名目を問わず支払っていないこと。 * 1 保険商品の販売実績や保有契約残高に基づき、保険会社が代理店へ支払う金員を指します。よって、名目は問いません。 <p>【参考】</p> <p>(注) 保険業法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理店（出向元等）から代理店（出向先等）へ使用人を形式的に「出向」「派遣」「雇用」* 2 させたうえで、出向元等が当該使用人の出向先等での保険募集に関与し、実質的には当該保険募集への関与の対価として、出向先等から業務委託費等の名目で手数料を収受している場合等は、保険業法第 275 条第 3 項に抵触するおそれがある。 * 2 使用人の契約形態が「出向」「派遣」「雇用」であっても、出向先等にて教育・管理・指導を受けていない、常態的に出向元等に勤務している等、形式的な場合には監督指針Ⅱ－４－２－１（３）エ．に規定する使用人の要件を充足していないと判断されるおそれがあることに留意する。 ・なお、形式的な「出向」「派遣」「雇用」によって出向元等が利益を得ている場合、職業安定法第 44 条に規定されている労働者供給事業や、労働者派遣法第 2 条に規定されている労働者派遣事業に該当するおそれがあることに留意する。 |
| 未達成例 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 再委託の禁止を遵守し、いわゆる委託型保険募集人の潜脱を行っていないとの回答であったところ、後にあった通報等により、本設問に係る回答内容に虚偽が確認された。 ✓ 再委託の禁止を遵守し、いわゆる委託型保険募集人の潜脱を行っていないとの回答であったところ、後日の経済紙誌での報道を踏まえ実態を確認したところ本設問に係る回答内容に虚偽が確認された。 ✓ オンライン調査の保険募集人ヒアリングにおいて、本設問に係る回答内容に重大な虚偽が確認された。 |